

令和4年12月9日

保護者の皆様

川崎市立東小倉小学校
校長 坂本 正治

インフルエンザに罹患した場合の登校許可書の取扱いについて

インフルエンザは、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が突然現れる、感染力が強い病気です。学校においては、学校保健安全法施行規則第19条で、出席停止期間が決められております。

川崎市立学校においては、以前から、川崎市教育委員会と川崎市医師会との協議を踏まえ、感染症の拡大防止の観点から医療機関が発行する登校許可書の提出の協力を保護者様にお願いしていましたが、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時流行した場合の医療のひっ迫を回避するために、**医療がひっ迫することが予想される令和4年12月から令和5年3月末までの期間、医療機関が発行する登校許可書の提出を求めないことといたしました。**

インフルエンザと診断された場合は、次のインフルエンザ出席停止期間は十分療養し、医師の指導のもと、回復してから登校するようにしていただきますようお願いいたします。

- インフルエンザと診断されましたら、速やかに学校（学級担任）にご連絡ください。
※主治医に療養期間（出席停止期間）をご確認ください。
- 登校が可能になりましたら、下記「インフルエンザ療養報告書」に保護者の方が必要事項を記入し、学校へご提出いただきますようご協力よろしくお願いたします。「インフルエンザ療養報告書」は、こちらをコピーしてお使いいただくか、学校ホームページからダウンロードしてお使いください。
- 療養期間中も毎日体温を測り、健康チェック表への記入をお願いします。

【インフルエンザ出席停止期間の基準】

「発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出席停止とする。」

きりとり

保護者の方がご記入ください。

川崎市立東小倉小学校長 様

インフルエンザ療養報告書

年 組 児童氏名

■ 診断名： インフルエンザ()型

■ 療養期間(主治医が指示した出席停止期間)

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

■ 受診医療機関名： _____

上記の通り、発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後

2日を経過して、体調が回復しましたので、登校させます。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____